

# 北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第735号 平成26年5月15日

## 尊厳死法案（2）

尊厳死は、それぞれの人の倫理観や死生観に直接係わる極めて難しい問題です。恐らく、10人いれば10人、それぞれのお考えがあるだろうと思います。実際、尊厳死法案に対しても、賛否それぞれの立場から厳しい論争が展開されています。

まず、尊厳死法案に賛成の意見を紹介したいと思います。

日本尊厳死協会の岩尾理事長は、「昔は枯れるように人が亡くなっていたものだが、今は栄養をチューブで補給され、水ぶくれするように亡くなっている人が多くみられる。ロウソクの火が消えるように人が亡くなるところに、あえて医療が介入する傾向があるのではないか」と指摘すると共に、「私たちは『死ぬ権利』を持っているはずだが、それが法律では明記されていない。自分の意思で自分の人生を閉じられないとしたら、基本的人権が侵されていると思う。自己決定をすることに法的な裏付けが必要だろう。また、本人の意思に従って延命措置をしない、あるいは延命措置を中止した医師が刑事責任を問われないよう免責規定を設けることは重要で、医師は安心して本人の望む方針を採ることができるようになる」と述べています（3月17日付産経新聞から）。

「死ぬ権利を持っている」という考え方に対しては異論もあると思われるが、人生の終末は穏やかに迎えたいという思いに共感する人は多いと思います。

尊厳死の問題は、終末期の医療の在り方を考える時に、患者本人の意思にどの様に寄り添うのかという事でもあるのです。

一方、安楽死・尊厳死法制化を阻止する会は、尊厳死法案は、「尊厳ある生が保障されていないのに、死ぬときにだけ、法によって尊厳ある死をさせようとしている」と批判すると共に、「私たちは命ある限り精一杯生きぬくことが人間の本質であるという立場から安楽死・尊厳死法制化を阻止する」と述べています（同会ホームページから）。

また、「尊厳死の法制化を認めない市民の会」呼びかけ人の平川克美氏は、「個人の死の問題に法律で枠をはめることに、ものすごく違和感がある。死はとても個人的な問題であり、個々の死はすべて違う。死のあり方は法律ではなく、個別に決めるのが大原則であるべきだ。」と述べています（3月17日付産経新聞から）。

この他にも、尊厳死法案に対しては、

- ・医療費を削減しようという経済的な理由が背景にあるのではないか。

- 尊厳死の法制化は社会的弱者の生存を脅かす事になるのではないか。
- 人の死に国家が介入するのは危険。

といった様々な批判的な意見があります。

「人生の最後は苦しまず、穏やかに全うしたい」という思いは、尊厳死法案に賛成する人はもとより反対する人にとっても共通しているのではないかと思います。

「死ぬ権利」を声高に叫ぶつもりはありませんが、病が重篤な状況にあるにもかかわらず、ベッドに縛り付けられ、沢山の管に繋がれて生かされている。それが本人の意思と別なところにあるとしたら、それは本人にとって不幸な事ではないのかと、私には思えます。

終末期の医療において、本人の意思を尊重して延命治療を停止できるのは医師しかおりません。とすれば、終末期において患者本人の意思を尊重するには如何にあるべきか、また、患者本人の意思に従って延命治療を停止した医師が法的な責任を問われないための仕組みについて、法的整備も含め早急に検討すべきだと、私は思っています。（塾頭：吉田 洋一）